別表第 2 (第 12 条第 2 項関係) 年俸制適用教員基本年俸改定表

	改定を実施する時期 /総合評価結果によ る区分	満 36 歳に達す る年度	満42歳に達する年度	満48歳に達する年度	満 54 歳に達する年度
その者の 属 務の 級 で る 職 る 職 員	極めて顕著特に顕著	_	6 号給上位の号	6 号給上位の号 給	6 号給上位の号 給
	顕著	_	3 号給上位の号	3 号給上位の号 給	3 号給上位の号 給
	良好	_	0 号給上位の号 給	0 号給上位の号	0 号給上位の号
	要努力	_	改定しない	改定しない	改定しない
その者の 属 務 級 以 4 級 ある 職 動 動 動 動 動	極めて顕著特に顕著	27 号給上位の 号給	27 号給上位の 号給	27 号給上位の 号給	-
	顕著	20 号給上位の 号給	20 号給上位の 号給	20 号給上位の 号給	-
	良好	13 号給上位の 号給	13 号給上位の 号給	13 号給上位の 号給	-
	要努力	改定しない	改定しない	改定しない	_

備考 総合評価期間において職員就業規則第46条に規定する懲戒処分を受けた者等で総 長が別に定める者のこの表の適用については、この表に定める号給数から総長が別に定 める号数を減じて得た号給数をもってその者の改定号給数とする。